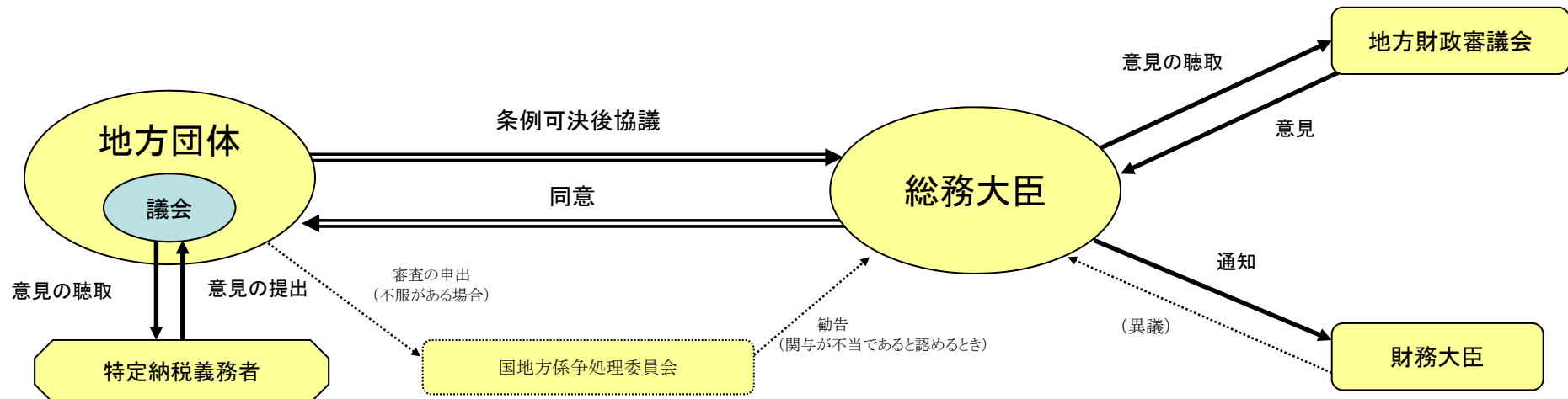


法定外税について

地方団体は、地方税法に定める税目（法定税）以外に、条例により税目を新設することができ、これを「法定外税」という。

地方団体は、法定外税の新設又は変更をしようとする場合は、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

総務大臣は、地方団体から協議を受けた場合、地方財政審議会の意見を聴取するとともに財務大臣に通知しなければならない。



総務大臣同意基準

次のいずれかが該当すると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならない。
(地方税法第261条、第671条、第733条)

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- ③ ①及び②のほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

法定外税の状況

(令和3年1月1日現在)
(令和元年度決算額)
(単位:億円)

令和元年度決算額 670億円 (地方税収額に占める割合 0.16%)

1 法定外普通税 [487億円(21件)]

[都道府県]

石油価格調整税	沖縄県	10
核燃料税	福井県、愛媛県、佐賀県、島根県、 静岡県、鹿児島県、宮城県、 新潟県、北海道、石川県	247
核燃料等取扱税	茨城県	12
核燃料物質等取扱税	青森県	194
計	13件	464

[市区町村]

別荘等所有税	熱海市(静岡県)	5
砂利採取税	山北町(神奈川県)	0.1
歴史と文化の環境税	太宰府市(福岡県)	1
使用済核燃料税	薩摩川内市(鹿児島県)、 伊方町(愛媛県)、 柏崎市(新潟県) (*3)	8
狭小住戸集合住宅税	豊島区(東京都)	5
空港連絡橋利用税	泉佐野市(大阪府)	4
計	8件	23

2 法定外目的税 [183億44件] (*4)

[都道府県]

産業廃棄物税等 (*1)	三重県、鳥取県、岡山県、広島県、青森県、 岩手県、秋田県、滋賀県、奈良県、新潟県、 山口県、宮城県、京都府、島根県、福岡県、 佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県、 宮崎県、熊本県、福島県、愛知県、沖縄県、 北海道、山形県、愛媛県	73
宿泊税	東京都、大阪府、福岡県	39 (*4)
乗鞍環境保全税	岐阜県	0.1
計	31件	113 (*4)

[市区町村]

遊漁税	富士河口湖町(山梨県)	0.1
環境未来税	北九州市(福岡県)	8
使用済核燃料税	玄海町(佐賀県)、柏崎市(新潟県) R2.9.30失効 (*3)	10
環境協力税等 (*2)	伊是名村、伊平屋村、渡嘉敷村、 座間味村(沖縄県)	0.3
開発事業等緑化負担税	箕面市(大阪府)	1
宿泊税	京都市(京都府)、金沢市(石川県)、 倶知安町(北海道)、福岡市(福岡県)、 北九州市(福岡県)	51 (*4)
計	13件	70 (*4)

合計:65件(法定外普通税21件、法定外目的税44件) / 実施団体数:54団体(34都道府県、20市区町村)(重複除き)

*1 産業廃棄物処理税(岡山県)、産業廃棄物埋立税(広島県)、産業廃棄物処分場税(鳥取県)、産業廃棄物減量税(島根県)、循環資源利用促進税(北海道)など、実施団体により名称に差異があるが、最終処分場等への産業廃棄物の搬入を課税客体とすることに着目して課税するものをまとめてここに掲載している。
*2 環境協力税(伊是名村、伊平屋村、渡嘉敷村)、美ら島税(座間味村)など実施団体により名称に差異があるが、地方団体区域への入域を課税客体とするものをまとめてここに掲載している。
*3 柏崎市の使用済核燃料税は、令和2年10月1日から法定外普通税として施行。そのため、令和3年1月現在の件数は法定外普通税として計上し、令和元年度決算額は法定外目的税として計上している。
*4 福岡県宿泊税、福岡市宿泊税、北九州市宿泊税はいずれも令和2年4月1日施行であり、令和元年度の決算額がないため含んでいない。
*5 端数処理のため、計が一致しない。

美作市「事業用発電パネル税」(法定外目的税)の概要

課税客体	太陽光発電設備を設置し発電事業を行う行為
税収の用途	防災対策、生活環境対策、自然環境対策のための施策に要する費用
課税標準	発電事業の用に供する太陽光発電設備のパネルの総面積
納税義務者	市の区域内に設置された太陽光発電設備を使用し、発電を行う事業者
税率	1㎡あたり50円
収入見込額	約1.1億円
非課税事項等	「建築物の屋根等に設置した太陽光発電設備による発電事業」や、「FIT認定出力が10kW未満の太陽光発電設備による発電事業」等について、非課税とする旨の規定あり。
その他	特定納税義務者は、市議会からの意見聴取に対し、「納税者の負担が過重」、「再生可能エネルギーを促進しようとする国の経済施策に反する」等の理由から課税に反対する旨を表明している。

地方税法（抄）（法定外税目的税関係）

（法定外目的税の新設変更）

第七百三十一条 道府県又は市町村は、条例で定める特定の費用に充てるため、法定外目的税を課することができる。

2 道府県又は市町村は、法定外目的税の新設又は変更（法定外目的税の税率の引下げ、廃止その他の政令で定める変更を除く。次項及び次条第二項において同じ。）をしようとする場合においては、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3 道府県又は市町村は、当該道府県又は市町村の法定外目的税の一の納税義務者（納税義務者となるべき者を含む。以下本項において同じ。）であつて当該納税義務者に対して課すべき当該法定外目的税の課税標準の合計が当該法定外目的税の課税標準の合計の十分の一を継続的に超えると見込まれる者として総務省令で定めるもの（以下本項において「特定納税義務者」という。）であるものがある場合において、当該法定外目的税の新設又は変更をする旨の条例を制定しようとするときは、当該道府県又は市町村の議会において、当該特定納税義務者の意見を聴くものとする。

第七百三十二条の二 総務大臣は、第七百三十一条第二項の同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（総務大臣の同意）

第七百三十三条 総務大臣は、第七百三十一条第二項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。

三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。